

解答解説

2024年度前期・社福国試対策
社会保障



「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 2020年から2045年にかけて、0～14歳人口は増加する。
- 2 2020年から2045年にかけて、高齢化率は上昇する。
- 3 2020年から2045年にかけて、15～64歳人口は増加する。
- 4 65歳以上人口は、2045年には5,000万人を超えている。
- 5 2020年から2045年にかけて、総人口は半減する。

(注) 「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」とは、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位(死亡中位)の仮定の場合を指す。

Point

人口動態に関するデータは、社会保障における頻出テーマの一つである。中でも、「日本の将来推計人口」は、人口動態の基本となるデータなので、この機会に主な内容を把握しておくとうい。 「日本の将来推計人口(令和5年推計)」のデータは、国立社会保障・人口問題研究所のホームページから取得できる(データには「報告書」とその「概要版」とがあるが、学習には「概要版」を参照するとよい)。

- 1 × 0～14歳人口(年少人口)は、2020年(令和2年)から2045年にかけて減少し、その後2053年には1,000万人を割るものと推計されている。
- 2 ○ 高齢化率(65歳人口の総人口に占める割合)は、2020年(令和2年)現在で28.6%(3.5人に1人)となっている。これが2038年に33.9%(3人に1人)の水準に達し、2070年には38.7%(2.6人に1人)となると推計されている。
- 3 × 出生中位推計によれば、15～64歳人口(生産年齢人口)は、2020年(令和2年)現在の7,509万人から、2032年、2043年、2062年にはそれぞれ7,000万人、6,000万人、5,000万人を割り、2070年には4,535万人まで減少すると推計されている。
- 4 × 65歳以上人口(高齢者数)は、2020年(令和2年)現在の3,603万人から、2032年には3,704万人、第二次ベビーブーム世代(1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)生まれ)が65歳以上人口に入った後の2043年に3,953万人でピークを迎えた後は減少に転じ、2070年には3,367万人となると推計されている。いずれにしても、推計上、今後65歳以上人口が5,000万人を超えることはない。
- 5 × 2020年(令和2年)の日本の総人口は、同年の国勢調査によれば1億2,615万人であった。総人口は、これ以後長期の人口減少過程に入り、2045年の1億880万人を経て、2056年には1億人を割って9,965万人となり、2070年には8,700万人になるものと推計されている。2020年(令和2年)から2045年にかけて、総人口が半減するというわけではない。

解答 2



出産・育児に係る社会保障の給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 「産前産後期間」の間は、国民年金保険料を納付することを要しない。
- 2 出産育児一時金は、産前産後休業中の所得保障のために支給される。
- 3 育児休業給付金は、最長で子が3歳に達するまで支給される。
- 4 児童手当の費用は、国と地方自治体が折半して負担する。
- 5 児童扶養手当の月額は、第1子の額よりも、第2子以降の加算額の方が高い。

(注) 「産前産後期間」とは、国民年金の第1号被保険者の出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3月前から6か月間）を指す。

Point

本問が「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」ではなく「社会保障」で出題されたことにやや戸惑った受験生もいたかもしれないが、問われているのは年金、医療保険制度、雇用保険制度、社会手当制度など、社会保障制度の基本的な内容である。それぞれの受給要件や対象者、給付内容を的確に把握し、実践に適用できるようにしておきたい。

- 1 ○ 国民年金第1号被保険者の女性は、産前産後期間中、国民年金保険料の納付が免除される。この場合、保険料が免除された期間についても保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映される。
- 2 × 出産育児一時金は、医療保険の被用者保険（健康保険・船員保険）の被保険者・被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給される（被扶養者には「家族出産育児一時金」として支給）。なお、国民健康保険の被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給は、市町村及び組合が条例又は規約で定めている場合に行われる。産前産後休業中の所得保障のために支給されるのは、出産手当金であり、産前産後休業を取得している間、賃金が支払われなかった場合に支給される。
- 3 × 育児休業給付金は、育児介護休業法に基づき育児休業を取得している労働者に対し、雇用保険法に基づき支給されるものであり、育児休業の取得期間に応じて、最長で子が2歳に達するまで支給される。
- 4 × 児童手当の費用は、国と地方自治体（都道府県・市区町村）が2：1の割合で負担する。
- 5 × 第2子以降の加算額のほうが高いということはない。児童扶養手当の支給額は、第1子（本体額）の全部支給額が4万4140円（2023年度月額。以下同じ）、一部支給額が4万4130円～1万410円、第2子加算額の全部支給額が1万420円、一部支給額が1万410円～5210円となっている。

図 児童手当の費用負担

		被用者		非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	

資料：内閣府ホームページ



社会保険の負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は、その月の収入に応じて決まる。
- 2 介護保険の保険料は、都道府県ごとに決められる。
- 3 後期高齢者医療の保険料は、全国一律である。
- 4 障害基礎年金を受給しているときは、国民年金保険料を納付することを要しない。
- 5 国民健康保険の保険料は、世帯所得にかかわらず、定額である。

Point

各種社会保険の保険料の仕組みについて理解を問う問題である。保険料の算定方法は制度ごとに異なっており、同じ制度であっても被保険者の種類によって異なることがある。減免の仕組みを含め、保険料にかかわる制度設計についての理解が求められる。

- 1 × 20歳以上60歳未満の自営業者や農業者、学生、無業者などが国民年金第1号被保険者に該当し、その保険料は、収入にかかわらず毎月定額となっている。
- 2 × 介護保険の第1号被保険者の保険料は、市町村が介護保険事業に要する費用額を算定した上で定める。また、第2号被保険者の保険料は、被保険者が加入する医療保険の保険料とともに徴収され、その額は被保険者の標準報酬月額等をもとに算出される。
- 3 × 後期高齢者医療の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定する。その額は、被保険者の所得に応じて算出される所得割額と、被保険者の全員が同じように負担する被保険者均等割額の合計であり、個人単位で計算される。
- 4 ○ 障害基礎年金又は障害厚生年金（障害等級1級・2級に限る）を受けている者は、国民年金保険料の法定免除制度の対象となる。なお、法定免除の対象には生活保護の生活扶助受給者等も含まれる。
- 5 × 国民健康保険の保険料は、3通りの課税方式のうちのいずれかの方式により市町村ごとに決められる。その課税方式は、4方式（所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額）、3方式（所得割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額）、2方式（所得割総額、被保険者均等割総額）であり、いずれの方式にも所得に応じて賦課される所得割が含まれている。

解答 4

事例を読んで、Hさんに支給される社会保障給付として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Hさん(45歳)は、妻と中学生の子との3人家族だったが、先日、妻が業務上の事故によって死亡した。Hさんは、数年前に、持病のためそれまで勤めていた会社を退職し、それ以来、無職、無収入のまま民間企業で働く妻の健康保険の被扶養者になっていた。

- 1 国民年金法に基づく死亡一時金
- 2 厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金
- 3 国民年金法に基づく遺族基礎年金
- 4 健康保険法に基づく埋葬料
- 5 労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金

Point

配偶者の死亡に対して適用される社会保障給付について理解を問う問題である。遺族の範囲、死亡した者との関係(夫か妻か)、子どもの年齢、死亡の理由(業務上の災害)などにより適用される制度が異なることを理解していることが求められる。

- 1 × 国民年金の死亡一時金は、死亡日の前日において第1号被保険者(自営業者等)として保険料を36か月以上納めた者が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受けることなく死亡した場合、その死亡した者と生計をともにしていた遺族に支給される(国民年金法第52条の2第1項)。
- 2 × 厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金は、第2号被保険者が死亡した当時、死亡した者によって生計を維持されていた遺族が対象となるが、夫や父母、祖父母が遺族となる場合は死亡当時、55歳以上でなければならない(同法第59条第1項第1号)。Hさんは45歳であるため、支給要件に該当しない。
- 3 ○ 国民年金法に基づく遺族基礎年金は、被保険者が死亡した当時、死亡した者によって生計を維持されていた配偶者又は子どもが対象となる。配偶者は18歳になった年度の3月31日までにある、若しくは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子どもと生計をともにしていることが要件となる(同法第37条の2第1項)。本事例の状況と支給要件は一致する。
- 4 × 健康保険法に基づく埋葬料の保険給付は、業務上の死亡等に適用される労働者災害補償保険法により同様の保険給付(葬祭料)が支給される場合には支給されない(同法第55条第1項、労働者災害補償保険法第12条の8)。本事例においては、妻は「業務上の事故によって死亡した」とあるため、健康保険法に基づく埋葬料の支給要件に該当しない。
- 5 × 労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金は、業務災害による傷病が1年6か月を経過しても治らず、かつその傷病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当する場合に支給される(同法第12条の8)。本事例のような業務上の事故によって死亡した場合に遺族に対して支払われるものではない。

解答 3



労働保険に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 労働者災害補償保険の療養補償給付を受ける場合、自己負担は原則1割である。
- 2 労働者災害補償保険は、政府が管掌する。
- 3 日雇労働者は、雇用保険の適用除外とされている。
- 4 雇用保険の失業等給付の保険料は、その全額を事業主が負担する。
- 5 教育訓練給付は、雇用保険の被保険者ではなくなった者には支給されない。

Point

雇用保険制度と労働者災害補償保険制度の基礎的知識を問う設問である。社会保険制度に関する出題は、目的、適用事業所、適用される労働者、保険料、保険給付と幅広い。ただし、雇用保険や労働者災害補償保険に関する出題は、医療保険、介護保険、年金保険と比べて難易度は低めであり、基礎的知識があれば正答を導ける可能性が高い。過去問をベースに勉強しておけば対応可能な問題が多いのでしっかりと準備しておきたい。

- 1 × 労働者災害補償保険の療養補償給付は、業務上の負傷や疾病によって医療機関を受診する際の医療費に対する給付である。医療保険の療養の給付は自己負担が3割（6歳以上70歳未満の場合）であるが、労働者災害補償保険の療養補償給付においては、自己負担はなく、無料で治療や投薬を受けることができる。なお、参考書や公的機関ホームページでは、「療養（補償）給付」と記載されていることがあるが、業務災害（業務中）の場合は「療養補償給付」、通勤災害（通勤中）の場合は「療養給付」との意味である。
- 2 ○ 労働者災害補償保険法第2条において、労働者災害補償保険は、政府が管掌することが定められている。なお、社会保険の管掌（保険者）については、年金保険（国民年金、厚生年金）、雇用保険、労働者災害補償保険の三つは政府（国）、介護保険は市町村（及び特別区）と理解しておけばよい。医療保険については、加入する保険の種類によって保険者が異なる。
- 3 × 日雇労働者も雇用保険の対象となる。雇用保険における日雇労働者とは、①日々雇用される者、若しくは②30日以内の期間を定めて雇用される者である（雇用保険法第42条）。
- 4 × 失業等給付の保険料は労使折半である。雇用保険料については二つに分けて理解しておく必要がある。一つは失業等給付と育児休業給付に関する保険料であり、もう一つは雇用保険二事業の保険料である。失業等給付と育児休業給付の保険料は労使折半であり、2023年（令和5）年度の保険料率は、事業主0.6%、被保険者0.6%である（一般の事業）。雇用保険二事業の保険料は事業主のみが負担し、被保険者の負担はない。
- 5 × 教育訓練給付（一般教育訓練給付金）とは、労働者の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、受講費用の一部が支給されるものであり、その対象は、①雇用保険の被保険者（在職者）と②雇用保険の被保険者であった者（被保険者資格を喪失した日から受講開始日までが1年以内）である。

解答 2



事例を読んで、障害者の所得保障制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Jさんは、以前休日にオートバイを運転して行楽に出かける途中、誤ってガードレールに衝突する自損事故を起こし、それが原因で、その時から障害基礎年金の1級相当の障害者となった。現在は30歳で、自宅で電動車いすを利用して暮らしている。

- 1 Jさんの障害の原因となった事故が17歳の時のものである場合は、20歳以降に障害基礎年金を受給できるが、Jさんの所得によっては、その一部又は全部が停止される可能性がある。
- 2 Jさんの障害の原因となった事故が25歳の時のものであった場合は、年金制度への加入歴が定められた期間に満たないので、障害基礎年金を受給できない。
- 3 Jさんの障害の原因となった事故が雇用労働者であった時のものである場合は、労働者災害補償保険の障害補償給付を受けられる。
- 4 Jさんに未成年の子がある場合は、Jさんは特別障害者手当を受給できる。
- 5 Jさんが障害の原因となった事故を起こした時に、健康保険の被保険者であった場合は、給与の全額に相当する傷病手当金を継続して受給することができる。

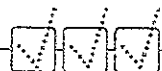
Point

事例問題を解くポイントは、事例中に記載されている年齢、健康状態、原因等の設定を十分に把握することである。また、給付対象や給付内容などの基礎理解も必要である。本事例では、「休日の事故」「障害基礎年金1級相当」「現在は30歳」というのが把握すべきポイントであり、国民年金、労働者災害補償保険、医療保険、社会手当に関する理解が求められている。

- 1 ○ 20歳になる前に傷病を負った場合の障害基礎年金については、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して制限や調整が行われる場合がある。事故が17歳の時であればこの条件に該当するため、Jさん本人の所得によっては、障害基礎年金の一部又は全部が支給停止になる場合がある。なお、前年の本人の所得が、472万1000円を超える場合には全額が支給停止となり、370万4000円を超える場合には2分の1が支給停止となる。
- 2 × 老齢基礎年金であれば10年以上の受給資格期間が必要であるが、障害基礎年金にそのような期間の定めはない。障害基礎年金の保険料納付要件は、国民年金の保険料納付期間と保険料免除期間を合わせた期間（納付猶予期間・学生納付特例期間も含まれる）が、加入期間の3分の2以上であることである。
- 3 × Jさんが雇用労働者（サラリーマン等）であった場合、業務中や通勤中の事故であれば労働者災害補償保険の障害補償給付を受給することができる。しかし、雇用労働者の時の事故であったとしても、本事例のように休日の事故であった場合は労働者災害補償保険の対象とならない。
- 4 × 特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される社会手当である。Jさんが特別障害者手当を受給できる可能性はあるが、本選択肢にあるような未成年の子がいることが支給要件となっているわけではない。
- 5 × 事故発生当時に健康保険の被保険者であった場合、傷病手当金を受給することは可能であるが、その受給額は給与の全額ではなく標準報酬日額の3分の2に相当する金額である（健康保険法第99条第2項）。また、傷病手当金を受給できる期間は通算して1年6か月が限度であり（同条第4項）、それ以上の期間にわたって継続して受給できるものではない。

解答 1





老齢基礎年金に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 老齢基礎年金は、受給者の選択により55歳から繰り上げ受給をすることができる。
- 2 老齢基礎年金は、保険料納付済期間が25年以上なければ、受給することができない。
- 3 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、どちらか一方しか受給することができない。
- 4 老齢基礎年金は、支給開始時に決められた額が死亡時まで変わらずに支給される。
- 5 老齢基礎年金の年金額の算定には、保険料免除を受けた期間の月数が反映される。

Point

老齢基礎年金と老齢厚生年金について、制度の違い、関係性、近年の制度改正を問う設問である。年金制度にかかわる基礎理解はもちろん、近年行われた制度改正に関する出題にもしっかりと対応できるよう準備しておきたい。

- 1 × 老齢基礎年金は、原則65歳から受け取ることができるが、受給者の希望によって受給を早める繰り上げ受給と、受給を遅らせる繰り下げ受給を選択することができる。ただし、繰り上げ受給は最大で60歳までであるため、55歳まで繰り上げることはできない。特に、繰り下げ受給については大きな制度変更があったため重要である。以前の繰り下げ受給は70歳が上限であったが、2022年（令和4年）4月より上限が引き上げられ、75歳までの繰り下げが可能となった（1952年（昭和27年）4月2日以降生まれに限る）。
- 2 × 保険料納付済期間を25年以上とする規定はない。保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間を「受給資格期間」と呼び、老齢基礎年金では、その期間に関する条件が設けられている。受給資格期間は、2017年（平成29年）7月までは25年以上必要であったが、2017年（平成29年）8月以降は10年に短縮された。
- 3 × 老齢基礎年金と老齢厚生年金は併せて受給することが可能である。障害基礎年金と障害厚生年金、遺族基礎年金と遺族厚生年金など、支給事由（老齢、障害、遺族）を同じくする場合は併せて受給することができる。他方、支給事由が異なる場合は、原則としていずれか一つの年金を選択することになるが、特例的に支給事由が異なる二つ以上の年金を受けられる場合もある。
- 4 × 老齢基礎年金を含む国民年金や厚生年金の年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっている。そのため、固定された額が変わらず継続するものではない。
- 5 ○ 保険料の免除には、申請免除（低所得）、法定免除（生活保護の生活扶助受給者、障害基礎年金受給者等）、産前産後期間の免除などがある。これらの場合、保険料の免除を受けた期間も老齢基礎年金額の算定に反映される。それに対し、保険料納付猶予制度や学生納付特例制度については、納付が猶予された期間の保険料を後から追納しない限り、老齢基礎年金額の算定に反映されない。

解答 5